

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年8月25日（平成28年（行個）諮問第136号）

答申日：平成30年1月22日（平成29年度（行個）答申第179号）

事件名：本人に対する療養・休業補償給付の不支給決定に係る調査結果復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「審査請求人が行った労働者災害補償保険療養・休業補償給付を不支給決定したことに係る全書類と、決定の理由となる審査や審査会の書類。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、神奈川労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成28年5月2日付け神個開第28-5号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示部分の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

本事案は、給与未払い・不当な職務命令・身体障害者ハラスメント・嫌がらせ・ストーキング行為・職場や寄宿舎における窃盗や器物損壊や住居侵入・労働環境と労働問題（36協定違反・看護師養成所指定規則違反・職務規定明示拒否など労働基準法違反・職員健康診断不施行や産業医未雇用等の労働衛生法違反、職員室内だけでなく寄宿舎居所への住居侵入や窃盗や器物損壊等の環境という労働衛生法違反）・労働災害申請妨害・労働災害隠蔽工作・病気休職中給与未払い・不当解雇に係る、労働災害申請や労働相談、刑事告訴（既に事件化されてきている）、民事告訴の手續に係る保有個人情報の開示請求である。

本不開示決定とされたことにより、雇用側は刑事・民事・行政処罰を回避し不当な金銭的利益を得る。相反して、申請人は未払い給与や不当

な扱いと一方的な解雇通知，労働災害妨害等により，今回の労働災害による身体障害増悪や新たな発症により，以前は歩行もフルタイム労働も可能であったものが現在は身体障害者手帳４級で頸椎カラーと電動車椅子移動の状態にされたにも関わらず，給与未払いで無補償のまま職を失い収入も途絶えるという状況に追い込まれ，多大な不利益を被る。

処分庁の決定は個人情報定義や法律や審査基準を拡大解釈したものであり，数ページにわたりほぼ黒塗り等，当該書類が申請人の保有個人情報ものであるかも判別不可能なくらいであったりする。これにより，記載内容の公正性や違法性，労働保険支給決定通知の妥当性や迅速公正性等の申請人の判断にも影響を及ぼし，当該審査請求の意見書作成に不利益をもたらす。

故に申請人は，保有個人情報の開示による知る権利や，自らの生命・健康・生活・財産を保護する権利も不当に著しく侵害されているため，保有個人情報の不開示部分を最大限に開示とする追加の保有個人情報開示決定を厚生労働大臣に強く求める。

（２）意見書１

ア 本意見書の要旨

特定労働基準監督署長が平成２８年特定月日付けで行った療養・休業補償給付等（診療費・薬剤費・休業補償）の不支給決定処分は，その調査内容も不公正で不公平で医学的根拠等にも不審な内容が内在するため処分に妥当性はなく，労働者災害補償保険法１条にも違反し，雇用主による労働災害隠蔽と特定労働基準監督署長らによる労働災害隠蔽ほう助としか合理的にも考えられず強い不信をもち，現在当該決定の処分の取消しを強く求め，神奈川労働局審査官へ審査請求を行っている。

審査請求人は不支給決定処分の理由と根拠の説明を特定労働基準監督署調査官に求めたが，特定労働基準監督署長らは審査請求人にそれらを説明する義務は存在しないので，知りたい場合はそれぞれの当該部署へ情報開示を行って自分で調べるように説明した。

審査請求人は身体障害者手帳４級で，全身まひ，両眼の視力等の障害，頸椎・胸椎・尾骨の疼痛等も存在し，便秘や腹満等の排せつ障害もあり，硬性頸椎カラーを装着してサングラスをかけて電動車椅子で移動する身体障害者であり，本件の労働災害被災のためにその身体障害と症状は増悪したため，外出もままならない状態に至っている。

また，雇用側からは未払い給与も存在し，審査請求人が病気休職延長申請をしているにもかかわらず，身体障害を理由に一方的に解雇通知を送りつけられ，社会保険も全て抜かれ，審査請求人が職員寄

宿舍の居室に所持していた関係書類等や金品も職員用ＩＣカード・管理用スペアキーによって住居侵入・窃盗の被害で盗まれてしまった。

そのため、何度も身体負荷や経済的負担も大きい事を伝え、処分庁の特定労働基準監督署へ不支給決定処分の理由と根拠や、何故半年以上の調査期間がかかったにもかかわらず意図的に調査を行った病院や資料と行わなかった病院や資料が存在したりするのか等を尋ねたが、それでも特定労働基準監督署では合理的配慮は無く、それらの説明も、それに当たる書類名や当該部署名等の説明も一切受ける事ができなかった。

そのため、審査請求人は特定労働基準監督署に、就職直後の平成２６年特定月から雇用契約違反・未払い給与・３６協定違反・ハラスメント・身体障害者に対する差別と虐待とも感じる合理的配慮の欠知等を既に約２年間も相談し続け是正介入を求め続けていたが、一切改善されないどころかますますハラスメントや住居侵入と窃盗が激しくなり、結果身体負荷が蓄積して当該労働災害に至り身体障害も増悪してしまった経緯も相まって、あまりの特定労働基準監督署の対応の酷さに当該施設内で泣き出してしまったこともあった。

これらは、特定労働基準監督署長らによる、今回の労災申請事案により身体障害が増悪し苦しむ身体障害者である審査請求人に対する虐待行為でもある。

そのため、審査請求人は休み休み不支給決定処分の判断材料となる情報開示の手続きをそれぞれの当該部署であろう部署に行った。

しかし、開示された当該文書には多くの不開示部分が存在しており、当該処分の理由や根拠も把握できなくされていた。

このままでは、行政機関が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する権利、労働者の権利と尊厳、障害者の権利と尊厳を侵害されてしまう。

また、同時に当該不支給決定処分への不服申立てとして、審査請求人が神奈川労働局へ既に発起した審査請求に提出する意見書等の作成にも多大な影響及び不利益を被っており、その労災認定の審査結果にも大きな影響を及ぼす可能性も高い。

審査請求人は、この権利と尊厳の侵害と被った不利益を回復するべく、本審査請求を行うこととし、その目的のために本意見書を提出する。

イ 本意見書の理由

審査請求人は、本事件の一部開示決定に対する不服申立ての審査請求の理由説明と意見を行う。

(ア) 審査請求人に開示された書類等の内容と、処分庁が審査会に提出した書類等の内容との整合性がとれない状態となっている。

そのため、基本的な部分である同一書類かどうかの確認や判断さえも、審査請求人は一切できない、審査請求人に情報としても時間的・労力的・経済的としても全てに不利益な状況設定になっている。

これは、処分庁の国家公務員法 1 条違反であり、同法 7 8 条 1 項もしくは 3 項に抵触する。

a 別表の添付書類にナンバーリングがされているが、そもそも審査請求人が開示手数料を支払い受け取った当該開示文書には、ナンバーリングは一切されていない。

当該の書類には、各ナンバーで、ホチキス・クリップ等での区別も一切されてはいないし、別紙の添付もされてはいない。

また、渡された際の書類を上からの順番で見ても、当該書類のそれらしき整合性もとれない。

故に、審査請求人には処分庁から当該開示文書が不完全な状態で渡されたと推測できるので、審査請求人が不利益を受けないよう、処分庁はきちんと番号を入れて区分けされて別表も付けた当該書類を、再度審査請求人へ迅速かつ公正に郵送すべきである。

b 別表にある対象文書名であるが、「診療録等①」などと処分庁が独自に作成した文書名だけではなく、「〇〇病院」「〇年〇月〇日作成」「〇〇病院・〇〇医師」「枚数」等の説明を加えて、文書本来の名前を活用して文書特定を容易にさせるべきである。

病院名も医師名も公に公表・明示されているものなので、闇医者ならともかく、公的性格がありその特権とともに責任も伴う医療機関の病院名や国家資格者の医師名は、当該書類への記載には特に問題は無いと考える。

また、自治体により格差はあるが、質問を受けた際にはその責任を明確にするために公務員も職名と氏名（フルネーム）を名乗ることや、情報公開条例等に基づいて文書の写しの交付請求があった場合等の決裁文書も、職名、氏名（フルネーム）の記載が徹底しつつある。

以上のことを前提に、職務としてその説明責任を果たすべき責務があることを考慮すれば、職務上、氏名（フルネーム）の開示を求められた場合に非開示とすることに特に理由がないものとする。

c 上記 b を踏まえて、当該開示文章では、ある部分では病院名や医師名等が非開示となっており、ある部分では開示されている。

故に、処分庁は情報の適正な取扱いを図るべきである。

ただし、日本国の慣習である印鑑の捺印部分については、偽造されて悪用される可能性も考慮し、黒塗りとすべきである。

(イ) 開示された書類の中の「聴取書」「電話録取書」は、ほぼ全域にわたり黒塗りとなっている。

これでは、その内容の理解どころか、本当にその書類が十分な内容で作成され実存しているのかさえも、全く判断ができない。

a 情報開示の背景は、官民を問わず、個人情報の利用とその電子計算機による処理が拡大している状況において、個人情報の取扱いに起因する個人の権利利益侵害に対する不安、懸念等を払拭するための仕組みの確立が急務であり、官民両部門を含む個人情報の保護の仕組みの確立が求められ成立した。

b 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）は、1条に、「民主主義の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする」と、明示されている。

c 法・独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）は、行政機関・独立行政法人等が守るべき個人情報の取扱いに関するルールとして、保有の制限、利用目的の明示、正確性の確保、安全確保の措置、個人情報の取扱いに従事する者の義務及び利用・提供の制限等を定めている。

d 法の1条に、「行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的として制定されている。

しかし、ほぼ全黒塗りの開示では、審査請求人が事実上内容把握は一切出来ない状態に置かれており、その利用目的の達成はできず審査請求人の権利と利益を侵害しているため、可能な限り全開示に近づけるべきである。

e 法の5条に、「利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。」と、「正確性の確保」と「データ内容の原則」（利用目的に沿ったもので、かつ、正確、完全、最新であるべき）が明示されている。

しかし、ほぼ全黒塗りの開示では、審査請求人が事実上内容把握は一切出来ない状態に置かれており、その利用目的の達成はできず審査請求人の権利と利益を侵害しているため、可能な限り全開示に近づけるべきである。

f 法の11条に「個人情報ファイル簿の作成及び公表」が明示されているが、本意見書の理由（ア）の記載内容のような事実があると、同条3項の「行政機関の長は、記録項目の一部若しくは前条第1項第5号若しくは第6号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。」を、その処分庁の立場や特権を悪用して労働災害を隠蔽している、都合の悪い情報開示を非開示・虚偽記載・故意に引き伸ばしている、と強い不信をもつ。

g これらの内容は、行政の長による、14条「保有個人情報の開示義務」違反である。

身体障害者の審査請求人にとって、労働災害によって身体障害が増悪しただけでなく新たな身体障害も発生したというにもかかわらず、処分庁によって労働災害認定を非該当とし、処分庁によって労働災害に係る書類を非開示にされたことは、処分庁の立場や特権を悪用し、労働災害を隠蔽しているに他ならず、審査請求人の不服申立て等を行う権利や社会保障を受ける権利にも大きな障害をもたらし、けっして許すことはできない。

審査請求人は、自らの生命、健康、生活又は財産、権利を保護するため、犯罪者達と戦うためにも、当該書類を開示することが必要なのである。

h 法の47条に、「開示請求等をしようとする者に対する情報の提供」等が明示されている。

しかし、本意見書の要旨にもあるように、特定労働基準監督署ではこれを怠っており、これは法の47条違反である。

i 処分庁は、当該法の「個人参加の原則」を守り、審査請求人の開示請求にのっとり、自己に関するデータの所在及び内容を確認させ、又は異議申立て等を保障するべきである。

j これらの、審査請求人の権利と利益への侵害行為は、「責任の原則」としてその管理者である行政機関又は行政機関の長らの実施責任と管理責任の両義務を有する。

(3) 意見書 2

審査請求人から意見書 2 が当審査会宛てに提出（平成 29 年 12 月 1 日）された。（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法 14 条 2 号、3 号のイ及び 7 号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(2) 理由

ア 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が行った労働者災害補償保険療養・休業補償給付の請求について、特定労働基準監督署が平成 28 年特定月日付けで不支給決定したことに関する書類一式である。

イ 不開示情報該当性について

(ア) 法 14 条 2 号の不開示情報

a 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、通番 3、通番 5、通番 8、通番 9、通番 11、通番 12、通番 14、通番 16、通番 18、通番 19、通番 21、通番 22、通番 24 の不開示部分は、審査請求人以外の氏名、印影など、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法 14 条 2 号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

b 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、通番 1、通番 4、通番 6 の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外特定の個人から聴取をした内容等である。当該聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外個人の権利利益を害するおそれがあるため、当該情報は、法 14 条 2 号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 法 14 条 3 号イの不開示情報

別表に記載した情報のうち、通番 10、通番 13、通番 15、通番 17、通番 20、通番 23 の不開示部分は、特定事業場等の印影

等である。これらの情報が開示された場合には、偽造、改ざん等により悪用されるおそれがある等、秘匿性の高い個人情報管理する当該事業場又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法１４条３号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(ウ) 法１４条７号柱書きの不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、通番１，通番４，通番６の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記（イ）ｂで既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することを躊躇し、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法１４条７号柱書きの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 処分庁において保有していない情報について

審査請求人は、平成２７年特定月日に自らが行った労働者災害補償保険療養・休業補償給付の請求について特定労働基準監督署が不支給決定を行ったことに関する書類一式に加えて、労働保険審査会の書類についても開示を求めている。

しかし、審査請求人は本件不支給決定について、労働保険審査会に対する再審査請求を提起するに至っていないことから、労働保険審査会の書類を処分庁が保有していないことは明らかである。

(３) 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法１４条２号、３号のイ及び７号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

２ 補充理由説明書

法４２条の規定に基づき、平成２８年８月２５日付け厚生労働省発基０

825第1号により諮問した平成28年（行個）諮問第136号に係る諮問書理由説明書につき、別表に不開示理由の追加・修正を行う（下線部分が追加・修正部分）。

理由説明書別表の該当部分を以下のとおり追加・修正する。

文書 番号	対象文書名	不開示を維持する部分	不開示情報 (法14条該当号)		
			2号	3号イ	7号柱 書き
10	診療録等②	① 2頁の印影部分，4頁の不開示部分，12頁の不開示部分，14頁の不開示部分， <u>15頁の印影（医療機関）部分</u> ， <u>18頁印影部分</u> ， <u>21頁の不開示情報部分</u> ， <u>23頁の印影部分</u> ，73頁の印影部分		○	
		② 8頁の署名，9頁の署名及び印影部分，11頁の署名部分， <u>15頁の印影（医師）部分</u> ，16頁の署名部分，18頁の署名及び印影部分，22頁の印影部分，23頁の署名及び印影部分，31頁の氏名不開示部分，32頁の氏名不開示部分，33頁の氏名不開示部分，34頁の署名及び印影部分，35頁の署名及び印影部分，39頁の氏名不開示部分，72頁の署名及び印影部分，73頁の署名及び印影部分，74頁の印影部分	○		
14	主治医意見書等④	② 1頁の署名及び印影部分，3頁の署名及び印影部分，7頁の不開示部分，31頁の印影部分，33頁の	○		

		印影部分， 3 4 頁の印影部分， 5 2 頁の署名部分， 5 4 頁の印影部分， 5 5 頁の署名及び印影部分， 5 6 頁の署名及び印影部分， 1 0 1 頁の署名部分， 1 0 3 頁の署名及び印影部分， 1 0 4 頁の署名及び印影部分， 1 0 9 頁の署名及び印影部分， 1 2 1 頁の記名及び署名部分， 1 2 2 頁の署名及び電話番号部分， 1 2 3 頁の印影部分， 1 2 4 頁の署名部分， 1 2 6 頁の署名部分， 1 2 8 頁の署名部分			
--	--	--	--	--	--

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成 2 8 年 8 月 2 5 日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年 9 月 8 日 審議
- ④ 同月 2 1 日 審査請求人から意見書 1 を收受
- ⑤ 平成 2 9 年 1 1 月 9 日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同月 2 7 日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦ 同年 1 2 月 1 日 審査請求人から意見書 2 を收受
- ⑧ 平成 3 0 年 1 月 1 8 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「審査請求人が行った労働者災害補償保険療養・休業補償給付を不支給決定したことに係る全書類と、決定の理由となる審査や審査会の書類。」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表の 1 欄に掲げる文書 1 ないし文書 1 6 に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法 1 4 条 2 号， 3 号イ及び 7 号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、諮問に当たり、一部を新たに開示することとするが、別表の 3 欄に掲げる部分についてはなお不開示とすべきとしている。

審査請求人は意見書 1 において、「日本国の慣習である印鑑の捺印部分

については、偽造されて悪用される可能性も考慮し、黒塗りとすべきである」と述べていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分から印影を除いた部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表の5欄に掲げる部分について

ア 通番9及び通番21

(ア) 当該部分(下記(イ)を除く。)は、審査請求人が特定労働基準監督署へ提出した療養補償給付たる療養の費用請求書の「医師又は歯科医師等の証明」欄、診断書等における医師の署名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、医師が同欄に必要事項の記入並びに署名及び押印をした上で、審査請求人が提出した同請求書の署名及びこれと同一の署名であることから、審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

(イ) 通番21の121頁の「救急隊名」欄は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当せず、また、同号本文後段に規定する審査請求人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものにも該当するとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

イ 通番13及び通番17

当該部分は、審査請求人に係る外来診療記録、診療情報提供書、医療機関用報告書、MR検査予約表、問診票における患者に付される情報であって、これらを開示しても、特定医療機関等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められないことから、当該部分は、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

(2) その他の部分について

ア 法14条2号該当性について

(ア) 通番3及び通番5

当該部分は、特定労働基準監督署の調査担当官が聴取した被聴取者の氏名、職名及び聴取場所であり、それぞれ一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であっ

て、特定の個人を識別することができるものに該当する。

また、当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、法１４条２号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められず、個人識別部分であることから、法１５条２項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法１４条２号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番９，通番１１，通番１２の１頁，通番１４（下記（ウ）を除く。），通番１６の３頁，通番１８（下記（ウ）を除く。），通番１９，通番２１（下記（ウ）を除く。），通番２２（下記（ウ）を除く。）及び通番２４

当該部分は、労災協力医の署名並びに特定医療機関等の医師及び職員の署名であり、法１４条２号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名については、当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても署名まで開示する慣行があるとは認められないため、法１４条２号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は個人識別部分であり、法１５条２項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法１４条２号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番１２の３頁，通番１４の３１頁ないし３３頁及び３９頁，通番１６の２頁，通番１８の７７頁の不開示部分，通番２１の７頁及び１２２頁の電話番号部分並びに通番２２の７頁ないし９頁及び１７頁の不開示氏名

当該部分は、特定医療機関の職員の職，氏名及びその他関係者の氏名，電話番号等であり、法１４条２号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

また、当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、法１４条２号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められず、個人識別部分であることから、法１５条２項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法１４条２号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法１４条３号イ該当性について

通番１３の２１頁，通番１７及び通番２０の各頁最下部は，特定事業場の内部管理情報であって，特定事業場の担当者のみが閲覧できる情報であることから，これらの情報が開示された場合には，当該事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，法１４条３号イに該当し，不開示とすることが妥当である。

ウ 法１４条２号及び７号柱書き該当性について

通番１，通番４及び通番６は，特定労働基準監督署の調査担当官が，審査請求人以外の第三者から聴取した内容であり，これを開示すると，被聴取者が，労災給付請求者である審査請求人からの批判等をおそれ，被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし，労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど，正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり，労働基準行政機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって，当該部分は，法１４条７号柱書きに該当し，同条２号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

３ 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

４ 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象保有個人情報につき，その一部を法１４条２号，３号イ及び７号柱書きに該当するとして不開示とした決定については，審査請求人が開示すべきとし，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち，別表の５欄に掲げる部分を除く部分は，同条２号，３号イ及び７号柱書きに該当すると認められるので，不開示とすることは妥当であるが，別表の５欄に掲げる部分は，同条２号及び３号イのいずれにも該当せず，開示すべきであると判断した。

（第３部会）

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子

別表

1 文書番号 及び文書名		2 通番	3 不開示を維 持する部分	4 不開示情報 (法 14 条該当号)			5 開示 すべき 部分
番号	文書名			2 号	3 号イ	7 号柱 書き	
1	調査結 果復命 書	1	7 頁不開示部分	○		○	なし
2	請求人 聴取書	2	—				—
3	関係者 聴取書	3	1 頁 3 行目 5 文 字目ないし 18 文字目, 24 文 字目ないし最終 文字, 4 行目 1 文字目ないし 5 文字目	○			なし
		4	聴取内容の全て (項番を除 く。)	○		○	なし
4	関係者 電話聴 取書	5	1 頁 3 行目 5 文 字目ないし 28 文字目	○			なし
		6	聴取内容の全て (項番を除 く。)	○		○	なし
5	病気休 暇願い	7	—				—
6	事業場 提出書 類	8	12 頁ないし 2 5 頁の印影部分	○			—
7	労災協 力医の 意見書 等	9	1 頁の署名及び 印影部分, 3 頁 の署名及び印影 部分, 5 頁の署 名部分	○			3 頁の署 名
8	診療録	10	事業場の印影部		○		—

	等①		分				
		1 1	(通番 1 0 を除く) 印影及び署名部分	○			なし
9	主治医意見書等①	1 2	1 頁の署名及び印影部分, 3 頁の職名及び姓	○			なし
1 0	診療録等②	1 3	2 頁の印影部分, 4 頁の不開示部分, 1 2 頁の不開示部分, 1 4 頁の不開示部分, 1 5 頁印影 (医療機関) 部分, 1 8 頁印影部分, 2 1 頁の不開示部分, 2 3 頁の印影部分, 7 3 頁の印影部分		○		4 頁の不開示部分, 1 2 頁の不開示部分, 1 4 頁の不開示部分
		1 4	8 頁の署名, 9 頁の署名及び印影部分, 1 1 頁の署名部分, 1 5 頁の印影 (医師) 部分, 1 6 頁の署名部分, 1 8 頁の署名及び印影部分, 2 2 頁の印影部分, 2 3 頁の署名及び印影部分, 3 1 頁の氏名不開示部分, 3 2 頁の氏名不開示部分, 3 3 頁の氏名不開示	○			なし

			部分， 3 4 頁の署名及び印影部分， 3 5 頁の署名及び印影部分， 3 9 頁の氏名不開示部分， 7 2 頁の署名及び印影部分， 7 3 頁の署名及び印影部分， 7 4 頁の印影部分				
1 1	診療録等③	1 5	① 2 頁印影部分		○		—
		1 6	② 2 頁の担当者氏名， 3 頁の署名部分	○			なし
1 2	主治医意見書等②	1 7	① 6 1 頁の不開示部分， 6 3 頁の不開示部分， 6 5 頁の印影及び最下部， 6 6 頁の最下部， 6 7 頁の最下部， 6 8 頁の最下部， 6 9 頁の不開示部分及び最下部， 7 0 頁の最下部， 7 1 頁の最下部， 7 2 頁の不開示部分及び最下部， 7 3 頁ないし 7 7 頁の最下部， 7 9 頁ないし 8 2 頁の最下部， 8 4 頁ないし 9 0 頁の最下部		○		6 1 頁の不開示部分， 6 3 頁の不開示部分， 6 9 頁の不開示部分， 7 2 頁の不開示部分
		1 8	② 1 頁の署名及	○			なし

			び印影部分， 6 5 頁の署名及び 印影部分， 7 0 頁の署名部分， 7 1 頁の署名部 分， 7 3 頁の署 名及び印影部 分， 7 7 の署名 及び不開示部分				
1 3	主治医 意見書 等③	1 9	1 頁の署名及び 印影部分， 2 1 頁の署名部分	○			なし
1 4	主治医 意見書 等④	2 0	3 1 頁ないし 5 6 頁の最下部， 8 0 頁ないし 8 9 頁の最下部， 9 2 頁ないし 1 0 6 頁の最下 部， 1 0 9 頁の 最下部， 1 2 1 頁ないし 1 2 9 頁の最下部		○		なし
		2 1	1 頁の署名及び 印影部分， 3 頁 の署名及び印影 部分， 7 頁の不 開示部分， 3 1 頁の印影部分， 3 3 頁の印影部 分， 3 4 頁の印 影部分， 5 2 頁 の署名部分， 5 4 頁の印影部 分， 5 5 頁の署 名及び印影部 分， 5 6 頁の署 名及び印影部	○			・ 1 頁， 1 0 1 頁， 1 0 3 頁， 1 0 4 頁及 び 1 0 9 頁の医師 の署名 ・ 1 2 1 頁の救急 隊名

			分， 1 0 1 頁の署名部分， 1 0 3 頁の署名及び印影部分， 1 0 4 頁の署名及び印影部分， 1 0 9 頁の署名及び印影部分， 1 2 1 頁の記名及び署名部分， 1 2 2 頁の署名及び電話番号部分， 1 2 3 頁の印影部分， 1 2 4 頁の署名部分， 1 2 6 頁の署名部分， 1 2 8 頁の署名部分				
1 5	主治医 意見書 等	2 2	1 頁の署名及び印影部分， 7 頁の不開示氏名， 8 頁の不開示氏名， 9 頁の不開示氏名， 1 5 頁の署名部分， 1 6 頁の署名部分， 1 7 頁の不開示氏名	○			なし
1 6	受診経 歴等	2 3	4 4 頁の印影部分		○		—
		2 4	4 9 頁の署名部分， 5 3 頁の署名部分	○			なし

※ 諮問庁の補充理由説明書の内容も反映済み。